

徳島県保険者協議会設置運営規程

平成27年	4月	1日	制定	平成28年	4月	1日	改正
平成29年	3月	7日	改正	平成30年	4月	1日	改正
平成31年	3月	22日	改正	令和4年	3月	1日	改正
令和5年	12月	7日	改正				

(目的)

第1条 徳島県保険者協議会は、徳島県内の保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第2項に規定する保険者及び同法第48条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。）の加入者に係る健康づくりの推進に当たり、保険者間の問題意識の共有や、それに基づく取組の推進等を図るとともに、徳島県医療費適正化計画の策定又は変更、同計画の実施についての徳島県への協力、徳島県医療計画の策定又は変更に当たっての意見提出等を行うことを目的とする。

(事業)

第2条 徳島県保険者協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 特定健康診査等の実施、高齢者医療制度の運営等に関する保険者その他の関係者間の連絡調整
- (2) 保険者に対する必要な助言又は援助
- (3) 医療に要する費用等に関する情報についての調査及び分析
- (4) 医療費適正化計画の策定及び変更並びに当該計画の目標の達成状況及び施策の実施状況の調査及び分析に関し、保険者協議会において行った調査及び分析の結果等に基づく意見提出
- (5) 医療費適正化計画の実施についての県への協力
- (6) 医療計画の策定及び変更に関し、保険者協議会において行った調査及び分析の結果等に基づく意見提出

(構成)

第3条 徳島県保険者協議会は、次の者を委員として構成する。

- (1) 徳島県担当部署
- (2) 全国健康保険協会徳島支部を代表する者
- (3) 健康保険組合を代表する者
- (4) 国民健康保険の保険者たる市町村を代表する者
- (5) 国民健康保険組合を代表する者

- (6) 共済組合を代表する者
 - (7) 徳島県後期高齢者医療広域連合を代表する者
 - (8) 健康保険組合連合会徳島連合会を代表する者
 - (9) 徳島県国民健康保険団体連合会を代表する者
- 2 徳島県保険者協議会は、第2条第6号に掲げる事項に関する議事を行う場合を除き、必要に応じて医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会及び栄養士の関係者並びに学識経験者等の参画及び助言を求めることができる。
 - 3 徳島県保険者協議会に顧問を置くことができる。
 - 4 徳島県保険者協議会は、実務担当者部会を設置することができる。また、実務担当者部会の設置要綱については別に定める。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 徳島県保険者協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 監事 2名
- 2 役員は委員の互選により選任する。ただし、必要があるときは、委員以外の者から選任することを妨げない。
 - 3 監事は、会長又は副会長を兼ねることができない。
 - 4 役員の任期満了の場合は、その後任者が就任するまでの間は、前任者がその職務を行うものとする。

(役員職務)

第6条 会長は、会務を総理し、徳島県保険者協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席のときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、徳島県保険者協議会の財務を監査し、定期的に監査報告を行う。

(会長の専決処分)

第6条の2 臨時急施を要する場合において、徳島県保険者協議会が成立しないとき、又は招集する暇がない時は、会長において処分することができる。但し、徳島県保険者協議会を構成する関係者に新たな負担義務を生じない場合

に限る。

- 2 前項の規定による処分については、その後、最初に招集される徳島県保険者協議会において報告しなければならない。

(議事)

第7条 徳島県保険者協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 徳島県保険者協議会の議事は、委員のうち会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 徳島県保険者協議会は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

(費用の負担)

第8条 徳島県保険者協議会の運営等に要する経費については、徳島県保険者協議会を構成する関係者が応分に負担する。

(事務局)

第9条 徳島県保険者協議会の事務は、徳島県及び徳島県国民健康保険団体連合会が共同で処理する。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第10条 この運営規程に定めるもののほか、徳島県保険者協議会の運営その他庶務の分担に関する事項については、第3条第1項各号に掲げる委員間において協議する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(費用の負担)

- 2 第8条に定める経費については、国から助成を受けられる間については、当該助成額を控除して得た額とする。

(徳島県保険者協議会運営規程の廃止)

- 3 徳島県保険者協議会運営規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年3月22日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年3月24日から施行し、令和4年3月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年12月7日から施行し、令和5年7月20日から適用する。